

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化について

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年度の報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

NPO 法人リアンでは、「介護職員等特定処遇改善加算」に基づき、手当・賞与を上乘せしめて支給します。国の要項において、新加算は、「経験・技能のある介護職員（介護福祉士の資格を有し所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の裁量で設定）に重点化を図るとともに他の介護職員などの処遇改善にも充てる」とされております。介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「見える化要件」について、下記に掲示致します。

	職場環境要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅食員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担をするための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、資格及び免許等の取得を目的とする講習費用を負担する。また、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
労働環境・処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎朝の朝礼、随時ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	勤怠管理ソフトを導入し、残業時間等労働時間管理、各種雇用管理改善対策に関し社会保険労務士による指導。また、有給休暇取得推進も積極的に行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	全職員に年次健康診断を実施しているほか、建物内全面禁煙または、分煙スペースの設置などを行っている。
その他	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	障害福祉サービス等情報公表制度、法人ホームページの活用により、法人理念等を掲載している。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	毎月1回産業医が訪問して、職場環境の改善を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	自社雇用制度を導入し、非正規職員から正規職員への転換を奨励している。